農林水産省

（生産局畜産部畜産振興課飼料需給対策室長）農林水産事務官　河南　健
辞職を承認する（二月二日）

（大臣官房政策課企画官）農林水産事務官　三野　敏克
生産局畜産部畜産振興課飼料需給対策室長に昇任させる（二月三日）

最高裁判所

大阪地方裁判所判事　中川　博之
奈良地方裁判所判事に補する
奈良地方裁判所長を命ずる
兼ねて奈良家庭裁判所判事に補する
奈良家庭裁判所長を命ずる

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　芦高　源
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する

簡易裁判所判事　西田　眞基
大阪簡易裁判所判事に補する（以上二月二十九日）

○定年退官
判事上田昭典は一月二十八日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月四日スリランカ国の独立記念日につき、同月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

防災基本計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第１項の規定に基づき、防災基本計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年２月５日

中央防災会議会長　安倍　晋三

防災基本計画の修正について

一　修正の要点

１　防災基本計画は、国、公共機関、地方公共団体等が防災に関し講ずべき措置及びその役割分担等について規定するものであり、災害対策基本法に基づき中央防災会議が毎年検討を加え、必要に応じ修正されるものである。

２　災害対策基本法の改正、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の制定、原子力規制委員会における検討等を踏まえ、大規模災害及び原子力災害への対策の強化を中心に修正を行った。

二　修正年月日　平成26年１月17日

（平成26年１月17日施行。ただし、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第１条第２号に掲げる規定に関する修正事項については、平成26年４月１日から施行する。）

三　主な修正内容

１　総則において、主に次の内容を規定した。

⑴　防災の基本理念の明確化

防災の基本理念について、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とすること、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって防災対策を行うことのほか、災害予防、災害応急、災害復旧・復興の各段階で、以下のとおり規定した。

①　災害予防段階における基本理念として、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進すること並びに最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることを規定した。

②　災害応急段階における基本理念として、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分すること並びに被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応することを規定した。

③　災害復旧・復興段階における基本理念として、発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図ることを規定した。

⑵　防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項

防災業務計画及び地域防災計画において特に重点を置くべき事項として、①大規模広域災害への即応力の強化に関する事項、②被災地への物資の円滑な供給に関する事項、③住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項、④被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項、⑤事業者や住民等との連携に関する事項、⑥大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項、⑦津波災害対策の充実に関する事項及び⑧原子力災害対策の充実に関する事項を規定した。

２　自然災害対策各編等において、主に次の内容を規定した。

⑴　災害予防関連

①　指定緊急避難場所については、市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又はその周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

②　市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。市町村は、避難支援等に携わる関係者にあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

③　指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

④　市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

⑤　食料、飲料水又は生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

⑥　市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

⑦　住民及び事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

⑵　災害応急対策関連

①　内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、政府が一体となって、災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため、速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定め、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。